

広報紙

水

レ

タ

一

Water Letter

令和5年7月

vol.92

春日那珂川水道企業団

職員採用試験を実施します

◆募集職種◆ 一般技術 2名

○ 第1次試験日及び会場

9月17日(日)
春日那珂川水道企業団(春日市原町2丁目30番地2)

○ 申込受付期間

7月13日(木)から8月14日(月)(※当日消印有効)

○ 応募条件

平成5年4月2日から
平成18年4月1日生まれの方

○ 申込方法

試験案内や申込用紙は、企業団総務課および那珂川出張所で配布します。ホームページからもダウンロードできます。総務課へ持参または郵送でお申し込みください。

学部学科等学歴不問です。高校・大学・短大・専門学校等の各種学校を卒業予定の方はもちろん、就職未経験の方、転職希望の方などなどでも応募できます。

また、第1次試験は公益財団法人日本人事試験研究センターの提供科目から下記を受験していただきます。

- ・教養試験 Light(高卒程度以上)
- ・専門試験(高卒程度) 土木、電気、建築の中から選択
- ・事務適性検査
- ・職場適応性検査

職場説明会のご案内

企業団では職場説明会を7月31日、8月1日に開催予定です。先輩職員が皆さんの疑問や不安に何でもお答えします!!ぜひお気軽にご参加ください。

なお、説明会の申し込み方法など詳細につきましては、ホームページにて随時お知らせいたします。

(注) 参加の有無、当日のやり取りが採用選考に影響することは、一切ありません。

職場説明会や採用についての詳細はホームページをご覧ください。



春日那珂川水道企業団



漏水調査を実施します

令和2年度から全給水区域を対象に、漏水調査を実施しています。今回の調査地区は右表のとおりです。受託業者の調査員が腕章と受託者証を携帯し、道路下の水道管及び各戸の水道メーターまでの給水管の調査を行います。**給水管の調査では検針と同じようにお客様の敷地内へ立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。**なお、今回の調査をもって全給水区域の調査が完了します。

調査期間	令和5年11月下旬～令和6年2月上旬
調査地区	(春日市) 春日公園、原町、春日、惣利、平田台、大谷、小倉東、伯玄町
受託業者	株式会社テクノスジャパン

※各戸の漏水調査は、夜間や日曜・祝日に訪問することはありません。この調査の費用は、企業団が負担しますので、お客様に請求することはありません。

また、集合住宅のお客様(企業団から直接料金の請求をしていない方)につきましては、企業団の管理するメーターまでの調査となります。

お問い合わせ先 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

貯水槽管理の徹底をお願いします

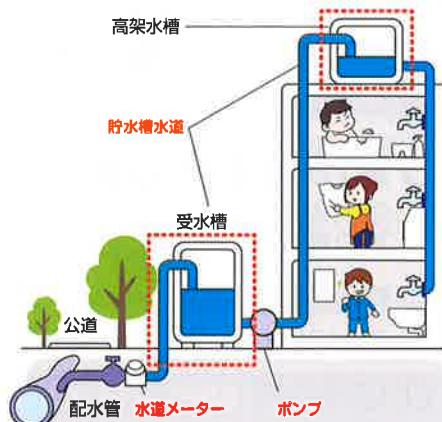
貯水槽水道とは？

ビルやマンションなどの建築物等では、浄水場から送られてきた水道水をいったん受水槽に貯め、これを利用者に給水しています。このような水道は「貯水槽水道」と定義されており、その保守管理は貯水槽の設置者が行うこととされています。

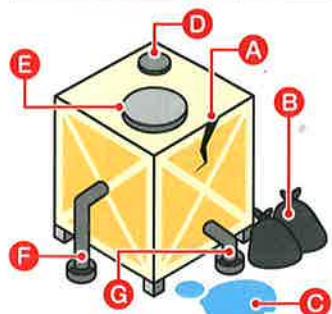
貯水槽(受水槽、高架水槽)の管理はされていますか？

受水槽の有効水量が10立方メートルを超える施設(簡易専用水道)の設置者に対し、下記の表のとおり清掃などの適正な管理を行い、定期的に検査を受けるよう義務づけられています(水道法第34条の2)。

また、法の適用を受けない10立方メートル以下の施設(小規模貯水槽水道)の設置者も簡易専用水道と同様の管理に努める必要があります。



貯水槽の清掃	毎年1回以上定期的に設置者自ら清掃を行うか専門の清掃業者に清掃の依頼をしましょう。
貯水槽の点検	受水槽、高架水槽の状態やマンホールの施錠などの点検を行い、不備があるところは速やかに改善しましょう。また、地震、大雨など、水質に影響があると考えられるときには、臨時の点検を行いましょう。
水質検査	設置者は、【色】【濁り】【におい】【味】のチェックを定期的に行いましょう。異常が認められた場合には水質検査を実施しましょう。
給水停止及び 水質異常時の利用者への周知	人の健康を害する恐れがある場合は、直ちに給水を停止し速やかに利用者への周知を行い、市役所環境課及び当企業団施設課までお知らせください。
維持管理に関する検査	厚生労働大臣の登録を受けた機関の維持管理に関する検査を毎年1回以上定期的に受けましょう。
管理記録の保管	水槽の清掃、点検、水質検査などの結果記録について保管をして下さい。情報提供を依頼する場合があります。



点検のポイント

- 本体に亀裂、漏水や雨水・汚水等が入り込む隙間はないか。
- 周囲は清潔に整理整頓されているか。汚染の原因となるものは置いていないか。
- 水槽の周りに水たまりはないか。
- 通気管の防虫網は破れていないか。
- マンホールの蓋は、防水密閉で施錠等をしているか。
- 越流管の防虫網は破れていないか。配水管と直接連結されていないか。
- 水抜管は、排水管と直接連結されていないか。

貯水槽水道を設置された方は、入居者や使用者が「安全でおいしい水」を飲むために、管理点検を行いましょう。

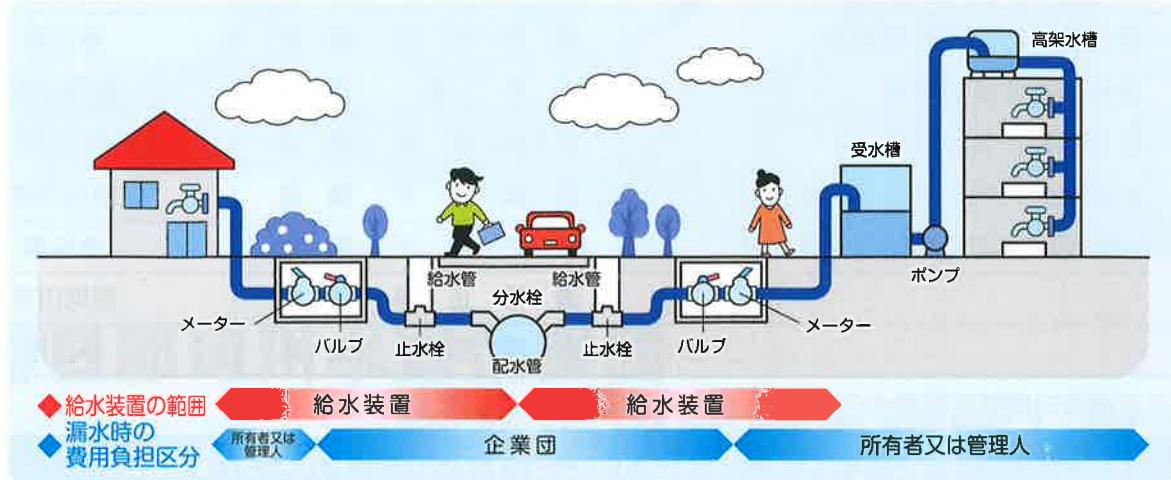
お問い合わせ先 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

給水装置はお客様の財産です

給水装置とは？

企業団が道路上に布設した配水管(水道管本管)から分かれて、家庭内まで引き込まれた給水管や、これに取り付けている蛇口などの給水用具を【給水装置】といいます。

また、受水槽が設置されている建物の場合は、受水槽への注入口までを給水装置といいます。給水装置は、水道メーターを除いてお客様の所有財産です。



●給水装置の工事費用負担について

道路上に埋められた配水管は企業団の所有物ですが、配水管から分かれた給水装置はお客様の財産です。この部分の新設、改造などの工事費用はお客様の負担となります。

●自然漏水時の修理費用負担について

配水管から水道メーターまで

企業団で修理費用の負担が可能です。ただし、容易に掘削・取壊し及び復旧ができない塀、樹木、タイル等、給水装置と直接関係がないものに関する工事は行っていません。

詳しくは企業団施設課(571-7003)までご連絡ください。

水道メーターの建物側から給水用具まで

お客様の費用負担になります。修理の際は指定給水装置工事事業者(企業団ホームページに掲載しています)へ修理を依頼してください。

※工事後のトラブルを避けるために

- ①なるべく複数の指定給水装置工事事業者から見積を取りましょう。
(見積が有料の場合もあります。事前にご確認ください)
(漏水箇所が不明の場合は見積ができない場合もあります。)
- ②工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けてください。

お問い合わせ先 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

水質検査計画

企業団では、皆様に安心で安全な水道水をお届けするために、令和5年度水質検査計画を策定し、企業団窓口及びホームページで公開しています。

水質検査計画とは、採水の場所や水質検査の検査項目、検査回数などを明記した計画のことで、水道法により年度ごとに策定し、公表することが義務づけられています。

この水質検査計画に沿って、浄水場から出る水道水が、国が定めた水道法に規定される51項目の水質基準に適合していることを確認しています。

また、企業団では独自の水質管理目標項目を設定しており、残留塩素の濃度や臭気の強さ、色の程度などについて更に厳しい水質管理を行っています。

お問い合わせ先 済水課 TEL 408-4649 / FAX 408-4651

議員紹介

4月23日に行われた春日市議会議員選挙により企業団議会の構成が新しくなりましたので、ご紹介します。

役職	氏名	選出構成団体
議長	田中 夏代子 議員	那珂川市
副議長	西村 澄子 議員	春日市
議会運営委員会委員長	真鍋 昭洋 議員	那珂川市
議会運営委員会副委員長	内野 明浩 議員	春日市
議会運営委員会委員	上野 彰 議員	那珂川市
議会運営委員会委員	船久保 信昭 議員	春日市
水資源対策特別委員会委員長	吉永 直子 議員	那珂川市
水資源対策特別委員会副委員長	中村 孝三 議員	春日市
	壽福 正勝 議員	那珂川市
	吉居 恒子 議員	春日市

※水資源対策特別委員会の委員は、全議員で構成されています。

お問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

水道料金等の適格請求書(インボイス)の対応について

令和5年10月1日から消費税の複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式として適格請求書保存方式(インボイス制度)が導入されます。

インボイス制度の実施に伴い、水道料金等の請求について、「水道使用水量のお知らせ(検針票)」を適格請求書として発行し、消費税、税率及びインボイス事業者登録番号を記載します。

料金算定は従来から消費税相当額を加えた額としているため、インボイス対応により算定額に変更はありません。

**お問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988
または那珂川出張所 TEL 953-2211 / FAX 555-2134**

検針日等のお知らせ

期	メーター検針	口座振替	納付書納期限	検針地区
奇数月検針	2期(6・7月) 7月21日(金)~月末	8月31日(木)	8月31日(木)	春日市給水区域のうち桜ヶ丘、日の出町、須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、小倉東、原町、春日、大谷、伯玄町、若葉台西、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東、昇町、大和町、宝町、光町、千歳町、春日原東町、春日原南町、春日原北町、春日公園、惣利、平田台
	3期(8・9月) 9月21日(木)~月末	10月31日(火)	10月31日(火)	
	4期(10・11月) 11月21日(火)~月末	1月 4日(木)	12月31日(日)	
偶数月検針	3期(7・8月) 8月21日(月)~月末	10月 2日(月)	9月30日(土)	春日市給水区域のうち塚原台、下白水、星見ヶ丘、下白水南、下白水北、大土居、松ヶ丘、上白水、白水池、一の谷、泉、白水ヶ丘、天神山
	4期(9・10月) 10月21日(土)~月末	11月30日(木)	11月30日(木)	
	5期(11・12月) 12月21日(木)~月末	1月31日(水)	1月31日(水)	那珂川市給水区域

※メーター検針は、土、日、祝日も行っています。

なお、天候により、検針日が多少前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

**お問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988
または那珂川出張所 TEL 953-2211 / FAX 555-2134**